國學院大學学術情報リポジトリ

近代における祈願祭祀の成立に関する一考察：六人部是香著『私祭要集』を中心に』

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-10 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 星野, 光樹 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00002250

近代における祈願祭祀の成立に関する一考察

――六人部是香著『私祭要集』を中心に――

星野光樹

はじめに

神社における祈願祭祀の経緯について考えた場合、近世期には吉田家、或いは白川家がそれぞれの祭式を神社に普及させ、その実践に大きな役割を果たしたことが知られるが、近世後期には、それらの祭式について文献考証に基づく復古主義の立場から、国学者によって種々の祓の行事や仏教・陰陽道と習合した側面など、儀礼内容に関わる批判がなされていった。明治元年の執奏家の廃止は、神社におけるそうした祈祷祭祀の方法を転換させる画期となった。明治八年四月に制定された式部寮達「神社祭式」によって、官国幣社で行う公的祭祀の種類や行事次第などについては定められたが、それ以外の「私祭」については、それぞれの神社に委ねられる形となったのであり、そうしたなかで祠官の祈祷に関わり、祭式の作法や祝詞の作成に従事したのも国学者であった。[1] したがって、国学と神社の祭式との関わりを考察することは、近現代の諸祈願の成立を考えるうえで重要な問題であるように思われる。

本稿では近世から近代にかけて、神社の神職が公的祭祀を担う存在として位置づけられていくなかで、私的性格を

持つ祈願祭祀がどのように継承され、或いは変容するのか、という問題について近世期において復古的な祭式を作成した国学者の役割を考察する。このことについて、筆者は平田派国学者、六人部是香の神道思想の形成と祭式との関連について述べた[2]。ここでは、改めて是香の祭式次第書である『神祭式』が成立する意義について、是香が奉仕した向日社の近世期における祭式と比較をしつつ検討する。また、同書が明治九年に『私祭要集』として刊行されたことについて、明治維新以降の国学者によって著された祭式・祝詞関係文献のなかに是香の祭式書がどのように位置づけられるのかについても考察を加えてみたい。

一、向日社の年中行事と祈祷

六人部是香の奉仕した向日社は、山城国乙訓郡（現向日神社、京都府向日市）に鎮座する式内社で、創建は崇神天皇の御代と伝えている。代々六人部家がこれを奉仕し、是香は、その九十世と言われている。是香が文政六年に平田篤胤の門人となり、その学問を受容する前には、節篤、忠篤の代に京都の公卿であり、歌壇の権威であった日野資枝の門人となっている。（六人部家系図参照[3]）

【六人部家系図】

…―正昭―正賢―節克―節篤―忠篤
　　　　　　　　　　　└節香―是香―是愛

こうした歌の学問より前に、節克の代から吉田神道の儀礼・神学を受容する動きが出ている。向日社では「吉田家

御執奏と相成り候は、延宝四年伯耆守正昭を始ニテ[4]」とあり、正昭の代には吉田家の配下となったとされている。享和三年（一八〇三）に、幕命によって末社、朱印地、官位叙位などを京都町奉行へ報告した文書には、次のようにある。[5]

「六人部忠篤願書」

一　本社・末社とも何家ニ附属之訳、

但シ本末之儀ニ付、出入有之候ハヽ、出入中之旨可認出、

此儀神祇道之儀ハ、当社一社相伝有之、唯一神道ニ而代々伝来仕候、尤先々ゟ茂　吉田殿御流儀神道行事等信仰仕候節ハ、御相伝相受候儀茂御座候、

但シ本末之出入等一切無御座候

向日社では忠篤の代より前に一社伝来の唯一神道のほかに、「吉田殿御流儀神道行事等」を信仰していたことが分かる。また忠篤についても吉田神道の儀礼を採用し、これを行っていたことについては、

神文之事

一　今度陰陽行儀並数箇条　御相伝被　成下、冥加至極難有仕合奉存候、此御相伝者相限于　忠篤一身者也、他人者不及沙汰、仮令雖為親子曽而以相伝仕間敷候、若於令違背者、可蒙　天神地祇殊仁波奉仕　向日大明神御罰者也、仍而神文如件、

享和三年亥十月　　当国向日大明神神主　六人部大和守（印）

吉田様
御家老中様

忠（篤）（花押）(6)

として、「陰陽行儀並数箇条」を相伝したことを守秘する内容を神文として誓っていることからも理解される。

これら吉田家の祭式が向日社の年中行事や祈願に際して用いられていたことが考えられるが、では、向日社ではどのような祭祀を行っていたのだろうか。このことは宝暦十二年（一七六二）に六人部節克によって著された「向日神社年中雑記」(7)より窺うことができるので、以下その概略を示すことにする。

「向日神社年中雑記」

一月

一日：神饌を献じ、祝文を奉納「終日奉仕　祝文歳旦書記奉納」　二日：献饌　五日：出仕　六日：月並索餅神事
七日：七種の御供献上　八日：地主神への献供（五穀成熟ノ祈祷ノ供）　九日：年頭出礼（吉田家・一条家）　一〇・一一・一二夜：鏡開　一四日：参勤　一五日：富経止哉神事

二月

六日：今里村索餅番　一二日：献備　一六日：献供

二月十二日、井ノ内村年党、口開トテ、上党・下党両当人同伴上下シ、昼時分参勤、神酒壱樽・小鯛二枚持参、神主出仕献上、壱尺七・八寸ノ長サ榊ニ八乗ノ次米ヲ附、二本御供、米二包両当人へ渡ス、此榊ヲ勧請ノ印トシテ、両当人屋敷之内ニ檀ヲ築キ、毎月辰ノ日燈明ヲ捧ク、

三月

三日：献供、「当日御膳三升御菓子有、椛柳ノ枝相添献供」

六日：索餅（上里村）二五日：上植野村　恵比須神楽　神役西ノ宮に行く。

四月

一日：村々より献供　六日：索餅　丑の日：献供　出御神事（神輿）

五月

五日：粽を献供

六月

一日：献供　晦日：夏越の祓「西谷水辺ニテ修行」

七月

七日：素麺・御酒献上　一五日：蓮の御膳

八月

一日：柿献上

九月

一日：参勤　六日：索餅　白井村・土川村　九日：「惣テ三・五・九月之節句、朝飯ノ米下人役二人、会所守ノ僧ハ神主家養ナリ、」

一〇月

六日：索餅石見村

晦日～一一月六日まで：次米籠の神事※　天下泰平を祈る祭り

一二月

五日：献供　※　六日：索餅　井ノ内村

十月中・下旬：稲五坡の初穂、「御火焼ノ神事ヲ勤ム」「稲五坡之例ハ往古　勅祭之古習也、延喜式考感スヘシ、今ハ旧例之事実認ニケリ、」

恒例の祭祀についてみると、五月と八月を除き、毎月六日に「索餅神事」という祭りが行われ、各村落が当番制で供え物を献じるなどして行われるものである。また、四月には、最も大きな祭礼が行われ、神輿が村落を回り、それぞれ村々に応じた役割を分担して営まれてきた。

この他、節克の著した年中行事によれば、「献供」とのみ記されているものがある。三月、五月、七月、九月には節句の折にそれぞれにちなんだ献供がある。また、六月の夏越の祓、十月中・下旬には、勅祭である新嘗祭の古儀を踏襲するかたちで「稲五坡（イゴワ）の初穂」の初穂が奉られている。

さて、正月一日には祝文が奉納されているが、いかなる祈願であったのか。節克の代に奏上されていたものについ

て、「祝詞」とあるものは見当たらず、「吉書始」として奏上された祈願詞が現存する。それによると宝暦十二年のものは次のとおりである。(8)

吉書始
天長地久家内安全
禁裏皇太子御宝祚永
将軍家武運長久
万民豊楽

宝暦十二年壬午正月元日
従五位神主　六人部雅楽頭
拝上

次の「吉書始」とあるものには、このように「天長地久」「将軍家武運長久」「万民豊楽」といった祈願がなされ、翌々年（一七六四）の正月元日には「恒例日勤呪唱」として、「禁裏御宝祚長／将軍家御武運長久／五穀成実生土子繁栄／参詣豊楽／社家安穏」の祈願、安永四年（一七七五）の「祈祝」には、「今上皇帝宝祚延長／仙洞御所宝算永長／将軍家御武運長久／社頭安全光輝増長／天下泰平万民豊楽／氏子繁昌社家豊饒／盛運除難福寿増長」といった内容の祈願がなされている。節篤の代には、このほか「祝詞」「奉祈願」といったものもみられるが、内容については、前述の形式により、朝廷・皇統を主として、将軍家の武運、社家、氏子の繁栄、五穀の豊饒が祈願されている。また、そ

れら年頭の祈願には氏子の祈願を含めたものもある。

この他、諸祈願に関する祝詞としては、祈雨に関するものがある。享保十年（一七二五）の「奉願請雨状」には、

…雲尾発志雨尾降羅瀬賜波場寺戸村乃諸氏子輩観楽安気崇敬倍益善久可奉頂神恩於如是則残類氏子乃邪気邪意邪念瀬々仁退畿正順路乃萌志起利神明天意霊然止志天尊美敬伊無凝助毛賜卜救居賜卜止恐礼美恐礼美毛申

とあり、祈雨の祈願とともに、氏子の「邪気邪意邪念」を除き、「正順路」となることも祈られている。また、その末文には「左之條於八百万乃神神御等諸倶仁左男鹿乃八乃振立天所聞食天愛愍納受霊験在羅志女賜下得」として、「八百万神々」にも祈られていることが分かる。また、延享四年七月、節克の「祝詞」では、「七月廿五日夕方一時計大雨偏仁神感応之雨成」として、これを報賽する祭祀が行われたことが分かる。そのなかでは、「向日大明神能御広前仁手祈雨八十五社野御大神五方竜神等勧請名志奉利天雨尾乞奉類所仁諸神感応愛愍納受成志下師賜井天善雨降下示賜居国土潤沢農作生熟万民快楽実仁是神明天帝之御加護神魂乎徴思謝敬報拝尽志難志」として、祭神である「向日大明神」の前において勧請された「八十五社野五方竜神」が祈願の対象とされている。また、その成就が「神明天帝之御加護」に関わっているなど、当時の習合的な祭式の状況が窺える。

このように、近世後期以降、向日社では年頭の祭祀をはじめ、朝廷や将軍家、社頭と氏子の守護、および五穀の豊饒に関する祈願を行い、願い主の除災招福、子孫繁栄、道徳心の維持などが願われている。それぞれ年中行事の際には「唯一神道」に基づく祭式のほか、臨時の祈祷などにおいては吉田家の習合的な祭式を受容していたことが考えられる。こうした向日社の祈願状況を前提として、「恒例祭の中に。或は其ノ社によりて。作法及供物など。旧例欠がた

き品は取り用ふべし。但シ仏法および陰陽師などの作法に混淆して。皇国の真故実に背けるは。たとへ旧例古法たりといへども。必ス改むべし。[9]」として、習合的な祭式を批判し、これを国学者の立場から復古的な祈祷祭祀へと再編する六人部是香が登場する。

二、『神祭式』について

国学者による古典考証、とりわけ大祓詞の注釈研究の活発化は、従来の祓の形式を否定し、祭祀の復古化を促した。さらには平田国学の登場によって記紀神話における神々の働きが主張されるに至り、平田国学を受容する神社のなかには、新たに祭祀・祈祷のあり方を模索する動きが出てくるが、是香もまた、そうした篤胤の学問を受容した祠官の一人である。

是香は平田篤胤の幽冥論を最もよく展開した人物として知られているが、地域に鎮座する氏神（「産須那神」）を中心として、多様な神々の人間に対する働きかけを体系的に論じ、祠官本来の職掌と祭祀の実践を主張した人物でもある。その幽冥論と祈祷との関連について、「其事のさまに依て種々あれば一概（ムキ）にハ云難けれど何にまれ顕世の人の力もてハ成し難き事のみ多かれバ専ラ幽冥政を顕政の人より請ヒ願奉る所為なれバまづ恒に幽冥政の上をよく明らめ悟り居るにあらざれハ応はざる[10]」として、人間が生きていくうえで神々の働きかけを知ることを述べている。是香の『順考神事伝』には、「総て祠職に関わる徒ハ先起元を弁へ悟り置カざれハ応はざるを其起元を弁へ知るに就てハ其職掌に預る事の根元も自然に悟らるゝ事と成り行クめれハまつすべての神事の本源どもを古典の中より摘ミ出て次々記すべし」として、それぞれの祭祀の由来を示し、「祠職」の職掌の本来的な意味を説く内容となっている。祭祀の淵源

を説くうえで、神代以降の展開が述べられているが、「さて此章に摘ミ出つる事蹟どもにも古事記日本紀さてハ近キ世の古史成文記伝史伝なとに釈記（トキシル）されつる赴キと異なる事ども多かるを不審（イブカシ）む人どもあるべけれど其ハ何れも予が説キ弁へたる委しき考論なりされど此書にハさる子細なる事の上なるを論ふべきにあらざれハ神代より始め歴代の事績の混乱ハ著しつる『古伝本記集覧』に弁へつる趣きさてハ『古道本義伝』に就て見るべくこそ」[11]として、一つの神話を再構築する手法は、是香の平田篤胤の門人としての性格を窺うことのできるものでもある。このなかで、岐美二神の太占に始まり、鎮火祭・神衣祭・大殿祭・身滌大祓・新嘗祭・御門祭・祈年祭・解除・軍立（いくさだち）・水取・祈雨・大嘗祭・玉串・幣帛・神楽標縄など、皇極天皇の御世に至るまでの祭祀や諸行事・祭具の起源、及び杵築（出雲）社や伊勢・熱田社、全国の産土社が鎮座した由来についても触れられている。およそ祭祀については古代律令祭祀を中心としたものであり、その起源が神代以降の国家秩序の形成に関わることを示している。

では、これら朝廷の神事が祠官の神事と如何なる関わりを持つのか。このことについて、「されバ今も公よりの御祈などのある時ハ心を竭し身を迫て謹ミ仕奉るべし」と神社の公的な祈願があることに触れて、次のように述べる。[12]

> すべて祈年祭新嘗祭大殿寮鎮火祭地□祭祈雨止雨なと尚あらゆる重き御祈の神事ども甚多く今も諸社にして仕奉る火焼ノ神事ハ其社にての新嘗祭、地祭リとて行にハ地鎮祭なるをかかる神事を仕奉るにもまづ本源とある大朝廷の儀式を訂し弁へ其神事の本義を熟く明かめ知り大社小社の種々に付て勤め仕奉るべく尚かかる御祈に付てハ種々の古儀古実もある事なり

大小それぞれ神社で行う祭祀は、朝廷の神事に本源があり、また本義があると述べている。この事は、「長き年月にハ

正しき旧儀も何時と無く転リ変て今世行ふ上にハあらぬ状態に化リつるも中昔の乱世に上古の古式は失ハてゝ其乱世の浅間しき風儀の今も存て旧式の如く成つるも少からでかかる事の上にも古書古儀に勤校徴証してよく糺し置べく」[13]とする歴史認識と無関係ではない。

その一方で、そうした「転リ変」った旧式についても、直ちに改変を加えずに行う祭祀があることも指摘している。[14]

さてまた大社小社に依てさまざまの差別あれハ一概にハ云難けれど年中恒例の神事などハ殊に怠ルべきにあらざる事ハ云も更なり神事毎に其本因をもよく考へ正シて仕奉るべし

それか中にも所謂五節句などの御饌ハ多くハ其本源漢国の故事より起れるが多かれどそれハた一向にハ云難き事あり其ハ皇国にも謂レありて上古より用来れる事の漢国にも全同し故事ありて符合せる事も少からず皇国の古伝の赴キハ知らすして何事にまれ漢籍に出たる事とだにいへバ悉く漢国より移れる物の如儒者どもの云成来つるか何時となく誰レもく心癖（ヒガミ）と成つれバ世の学者等の云る言にハ深く泥むべきにあらず

たとえ節句のように「漢国の故事」と思われるものでも、「本源ハ皇国の古伝」であるものも多く、一社に古く伝わる神事・作法を容易に変えてはならないと戒めている。

そして、これら是香の構想によって作成された祭式書が『神祭式』（六人部是香著、岡本経春閲）である。上巻は、恒例・臨時の祭祀を掲げ、それぞれの行事次第を記したもので、下巻は祝詞を掲載している。以下、その目録を掲げてみたい。

○　上巻

一諸神祭通式

一恒例祭式

正月朔日　正月七日　正月十五日

祈年祭　三月三日　風神祭

五月五日　六月晦日祓　十二月准之

道饗祭　鎮火祭　七月七日

九月九日　新嘗祭

一臨時祭式

地鎮祭　新殿祭　宮門祭

遷宮　宅神祭　竈神祭

井神祭　出船祭　除蝗祭

祈雨祭祈晴祭准之　雷神祭

地震祭　武神祭　医神祭

酒神祭　取魚祭　疫神祭

「恒例祭式」は、神祇令に記載のある祭祀に加えて節句及び元日・上元を祭日に掲げ、「臨時祭式」については、「地鎮祭」（「鎮新宮地祭」）〔（　）内は延喜式所載の祭祀に相当するもの〕、「竈神祭」（「御竈祭」）、「井神祭」（「御井祭」）、「祈

雨祭」、「雷神祭」（「霹靂神祭」）、「疫神祭」など、『延喜式』臨時祭が典拠とされている。（「新殿祭」、「宮門祭」は四時祭式に所収される「大殿祭」、「御門祭」と思われる。）『順考神事伝』に示されていない節句や臨時祭等の由来については、是香の祝詞[15]のほかに、それら祝詞を作成する際にそれぞれの神名や章句について、それぞれの典拠を示した『神祭式徴証』[16]から確認できる。「三月三日」の祭祀では祝詞で「草餅」が奉られるとあるが、同書では「〇太神宮儀式帳　三月例　曰　三日節新草餅作奉氏大神並荒祭宮供奉」として、節句等では神宮の古例を典拠としている。

また「除蝗祭」については、『神祭式徴証』によると、『清和記』貞観十六年に伊勢国で蝗蟲の被害があり、神宮に奉幣を行ったこと、また、『小右記』長和五年八月条に丹波国で同様の被害があり、諸社に奉幣がなされたことが引かれているが、その祝詞は以下のようになっている。

此能所能伊豆能磐境登祓清氏神籬立氏招請奉里令坐奉留御年神大地主神能御前尓白久往昔大地主神御田作良志志時田人尓…御年神答給久実尓吾御心奈里故麻柄乎以氏拵尓作氏拵其葉ヲ以祓ヒ天ノ押草乎以氏押烏扇手以氏扇祁仍不去婆溝口尓牛宍乎置男茎形乎作氏薏子山椒呉桃葉及塩乎添其畔尓班置給閉登言教給ヒ記伎是尓大地主神其教能随尓行給志加婆苗葉復茂氏年穀豊稔伎故此古事乎依氏御年ノ皇神能御前尓絹布乎白猪白馬白鶏三種能代尓取易備奉氏御祭仕奉留状乎平久所聞食氏蝗能災乎払比除伎奥津御年乎八束穂能茂穂尓成幸閉給閉登…

「除蝗祭」では、古語拾遺の記事を引き、そこから神々の「言教」となる記述を導きだし、害虫の災害から防ぐための祈願祝詞を作成している。このほか、「酒神祭」では、『古事記』中巻に「久斯神少名毘古那命」と見え、同神と酒との関わりを示す他、四時祭式上に「醸神酒解除料」「醸神酒竈神祭料」として、神酒の醸造において祓や竈の神祭を

行うことの記述、及び、「造酒司坐神六座　大四坐小二坐　大宮売神社四座」、『造酒司式』に「祭神九坐」とある記述を引用し、臨時に祭祀を行うとしている。

このように、祭祀の祈願内容となる祝詞を作成するうえで、神々の働きかけを神話に基づき検証するほか、宮中や伊勢神宮の年中行事などを引用し、祭祀を行う基準としていたことが分かる。(17)

また、宮中における神道儀礼であった大祓も、そうした祭祀の一つである。

大祓は人々の罪・穢を除去することを目的として、古代より朝廷において行われた神事儀礼であり、恒例二季のほか、臨時にもさまざまな目的のもとに執行されてきた。

『神祭式』の凡例には、「一　恒例祭祀祝詞の中なる。六月祓の祝詞を。臨時に用ふるには。其ノ祓の趣意によりて。斟酌あるべし。」として、是香もまた、臨時にも行うこととしている。

是香は祓の対象となる「罪」について宣長の『大祓詞後釈』に示される「されば都美と云フは、もと人の悪行のみに局らず、病ヒもろもろの禍、また穢きこと、醜ことなど、其外も凡て世に人の悪しとして、悪み嫌ふ事は皆都美なり。」とする理解に基づき、祓う対象を「罪」に限定するのではなく、「災」として広く除災の祈願を行うものとし、「病人にもあれ、又は艱難憂苦の災、或は流行除疫の祈にもあれ祓を行ふへき事に臨みては、障碍無く速に行はるるべき事」として、疫病の流布等にこれを行うことを述べている。(18)是香は大祓の起源を述べて伊那那岐が「身滌大祓」によって高貴な神々を生んだこと、また須佐之男が「解除」によって「御親大神の前後の勅命をも果し給うふ」として、本来の使命を全うする「微妙（イミジ）き徳功」があるとしたが、つまり、使命に対する精神にせよ、病気の時の身体にせよ、人間の本体に返すことが「大祓」の目的とされている。

さて、「恒例祭式」について見た場合、これを向日社の年中行事と比べると、「神祭式」には正月元日と折々の節句

に祭祀を行うことは同様であるが、十一月の「稲五坡の初穂」は「新嘗祭」、六月「夏越の祓」は、十二月とともに「大祓」となり、二月の「祈年祭」、「鎮火祭」、「道饗祭」が新たに設けられた祭祀である。その祈願内容について、正月朔日の祝詞文には次のように記されている。

…皇御孫命能御世乎手長能御世登堅磐尓常磐尓茂御世尓幸閉給比阿礼坐皇子等乎毛長平久護恵幸閉給比百姓能取作牟五穀乎始米草能片葉尓至麻氐悪風荒水尓不令相給成幸閉給閉登称言竟奉久登白須言別氐白久此国領須守殿乎毛平久安久生能御子能弥継々尓遠久長久令栄給比護恵幸閉給閉登白須又皇神能敷坐須此郷能刀禰男女諸能咎過在乎婆神直備大直備尓見直聞直坐氐恵給比幸閉給比産業乎毛弥進尓進給比弥勤尓令勤給比氐根国底国余里荒備疎備来牟物尓相率里相口会給事無久…

これら祈願内容を分類すると、「皇御孫命能御世」から「護恵幸閉給比」までが皇統・朝廷に関する守護、「百姓能取作牟」から「称言竟奉久登白須」までが五穀豊穣に関わる祈願となっている。この祝詞の内容については、是香が『延喜式』より引用し、天津神より祠官に伝えられた「天津祝詞」であることについては既に述べた。さらに、「言別氐白久」以降の内容について、「守殿」の長寿・繁栄と氏子の家業繁栄が対象となっている。これを節克・忠克のものと内容を比較すると、将軍家の武運長久から国主（「守殿」）とされている相違があるものの、全体として「天下泰平」「万民奉楽」といったものが、これら祈願に集約された形で継続した内容となっている。また、「根国底国余里荒備疎備来牟物尓相率里相口会給事無久」とあるように、その祝詞には秩序を脅かす悪しき存在が設定されており、人が様々な悪い行いをしないように願う内容も、除災祈願の展開と見られる。

以上のことから『神祭式』を考えると、恒例祭については、神祇令における国家祭祀を神社側から再編したもので

あるが、近世までの年中行事に比べ、氏子地域を中心とする除災招福の祈願を積極的に行い、その信仰を収斂する機会を作り出したものと思われる。また、臨時祭を見ると、神社を始め家々の建築や、農産に関わる祈願のほか、それぞれ家業・産業とに関わる祭祀に分類できる。このように、さまざまな職業に応じて執り行う祭祀があることを国学の立場から示したと言えよう。

これらの祈願祭祀は、是香によって始めて用意されたものではない。近世を通じて吉田家では、私祈祷を中心として、さまざまな祭祀・行事を広めていた。向日社においても、祈雨・止雨のほか、風神祭や竈神、鎮火加持、昆虫祓等の祝詞・次第など、吉田家のそれぞれの祭祀が伝わっている。近世における私祈祷の展開に即して言えば、国学者である是香の祭式編集の意義は、独自の祈祷を展開させたというよりも、近世以降の祠官における祈祷を考証に耐えうる形で、継続させた点に見るべきであろう。ただし、職業に関わる祈願について見た場合、その前提には、「恒例祭式」の祝詞のなかに、「産業乎毛弥進尓進給比」として、人々の「産業」に関わる祈願がなされている。是香は、「幽冥神等」が「人を始め、万物をも生産せしめ給ふ本因」について、「人は全(モハラ)仁慈を心掟として、上一人と坐す、皇美麻命に仕へ奉りて、忠誠を竭し、国土に就きては、功業を建て」、その「忠誠」のあり方については、「これ士分以上の人にありては命を擲ちて職業を勤むるを以て恒とし、農工商の輩は、財宝を以て忠誠の志を顕し、功績を建つる」[19]ことの差異があるとした。「百官人」だけではなく、士農工商それぞれの身分に応じて家業に従事することが、朝廷の奉仕に繋がるとする是香の立場を考えた場合、『神祭式』に掲げる恒例祭祀の祝詞のなかで、「産業」の発展が祈願されていることには、様々な職業に関する私祈祷の内容について、「忠誠を竭」すという点で公的にも神学的にも保証する意味を持っていたとも考えられる。

三、近代の国学者と私祈祷の展開　―むすびにかえて―

本論の最後に、近代の国学者が奨励した祈祷において、是香の祭式がどのような位置にあるのか考えてみたい。明治維新以降、草鹿砥宣隆『祭典略』[20]、古川躬行『神事略』といった平田派国学者の著した祭式次第書があり、次のような祭祀をあげている。

『祭典略』（明治二年）

宮地鎮謝祭・大殿祭・遷宮・御門祭・井神祭・竈神祭・鎮火祭・清祓・祈癒病・障神祭・釿始祭・柱立・棟祭

『神事略』（明治三年）

元日・人日・上元・上巳・端五・七夕・重陽・朔望・二孟句・歳祀・祈年・井祀・大忌風神・門祀・宅神・灶祀・大祓・道饗・鎮火・新嘗・年神・除夕・遷宮・行宮・地鎮・斧始・立柱・上棟・塞神・祈産・初参・祈雨・祈晴・攘蝗・祈病・祈旅・祈船・船難賽・祈醸・祈漁・謝疫・僻雷・鎮震・医祖・匠者上棟・祖霊祭

『私祭要集』と異なる点として、何れも「地鎮」「斧始」「立柱」「上棟」といった建築に関わる祈願が見られる。このほか、病に関して『祭典略』の「祈癒病」では、

○時行病ノ烈キ時。仮ニ宮ヲ作リ。或ハ神輿ヲ飾リテ。大名牟遅神。少名比古那神ヲ招奉リテ。齋祀ル事。古書ニ例有リ。

○土地ニヨリテハ。須佐之男命ヲ招奉リテ。祀ル事有リ。此ハ備後風土記ノ故事ニ依リテルニテ。多クハ山城ノ圀。愛宕郡。八坂ノ神社。尾張ノ圀。海西郡。津嶋ノ神社ナドノ符ヲ受ケ来リテ祭ル事ナリ。ナホ圀ニヨリテ。祭ル社外ニモ有ベシ。又此ノ神ヲ祭リテハ。茅ノ葉ヲ絡ネテ。小キ輪ト作シ。人毎ニ佩シムルナリ。

○病者ヨリ。頼来レル時ニハ。己ガ奉仕ノ神ニ祈ルナリ。

として、その祭り方が、種々あるとしている。また、『祭典略』にある障神祭とは「他郷ニ。流行病ヲ始メ。禍事有ル時。吾カ里へ入レジトテ。村境ニテ。八衢比古神。八衢比売神。久那斗神ヲ祀ルナリ。此ノ三神ヲ。障神ト白ス」とあって、「道饗祭」と同様の祭祀である。『神事略』では、二つとも祭祀が掲げられているが、祝詞の内容から、その差異は見られない。このほか、疫神祭があるなど病気平癒の祈願はもっとも多様化したものと言える。

また、『神事略』には「祈産」「初参」が見え、これらはその神社の祭神に対して祈願するものとなっている。福岡藩の国学教授を務めた宗像神社の権禰宜松田敏足『年中祭典演義』（明治三四年）によれば、「祈産」について、「妊娠の間平産の為祀りを行なふ事中世に多し」として、『左経記』に万寿三年閏五月二十八日の条、三条院天皇の皇后研子が懐妊し、伊勢において祈願を行ったこと、また「初宮」については、「小児誕生後始めて氏神産土神社に参拝するを云なり古昔に於ても旅行の発途歳首出陣其他廉立たる時には必す産土神社に参詣拝礼する事我邦の故実なり」として、「『玉海』ニ云嘉応三年三月七日今暁小児始テ参詣春日社以船所参也明日為吉日仍明暁可奉幣前駈六人」とあることを典拠とし、安産や初宮詣で、旅立に関する参詣の記録によって、神社で行う祭祀として位置づけている。躬行も或いは敏足のように考えてこれを行うものとしたのかもしれない。

明治八年の「神社祭式」制定以降も、同じく平田派の牛尾弘篤『神祭詞記』（明治二四年）や、大国隆正の門人であ

る岡直廬『諸祭祝詞文例』（明治一三年）などが挙げられるが、内容においては上述した祭祀の域を出ない。

是香の祭式の直接的な影響としては、その成立年は不明であるが、是香の門人である関守一・森定久・糸山貞幹によって『順考祭典式』[21]が著された。これは是香の『神祭式徴証』を補う形で、凡そ『神祭式』に掲載される祭祀について典拠を示している。（ただし、「除蝗祭」を恒例の祭祀とし、臨時祭には「鎮魂祭」、「探湯祭」、「銭送祭」といったものが加えられているなどの相違点が見られる。）

また、是香の門人である岡吉胤がいる。吉胤は佐賀藩士で、維新後に神宮祠官を拝命しており、祭式に関する著作も多い。明治二十五年に著した祝詞集『祝詞手引草』には、次のような祝詞が作例されている。

一月一日祭・元始祭・孝明天皇遥拝祭・祈年祭・紀元節・神武天皇遥拝・大祓報告祭・天長節・新嘗祭・例祭・祈晴祭・祈雨祭・除蝗祭・避雷祭・地震祭・疫神祭・乞命祭・除邪気・塞神祭・避方障・竈神祭・井神祭・山神祭・宮門祭・地鎮祭・釿始祭・神社上棟・人家上棟・仮殿遷宮・本殿遷宮・正遷宮祭・新宅祭・養蚕・酒神祭・祈旅・魚猟祭・出船・初宮祭・祈平産・祈家内安全・架橋祭・開道式・講演奏上・学神祭・武神祭・大国主神祭・恵美須神祭・猿田彦神祭・天満宮祭・鎮魂祭・祖霊祭・修祓詞・拝風神詞・拝竈神詞・拝井神詞・降神詞・昇神詞

（筆者註：□は「神社祭式」に掲載の祭祀）

まず、元始祭や遥拝については、式部寮達「神社祭式」の内容とするものである。府県社以下の神社祭式については、これに準じて行うこととされているから、ここではそれらの公的祭祀を盛り込んだ内容となっている。建築に関するものも神社と人家とで分けられていることや、養蚕・山神祭など産業の発展に関わるものも取り上げられている。

ここで注目したいのは、架橋祭・開道式・講演奏上などの公共に関わる祭祀であり、これらの祭祀については、神々の働きを検証した結果と考えられる。なかでも、講演奏上の神祭は、神社において講演を行う際に執行されるものであり、その内容には「神随直支正志支神代能御手振大神達能御功徳乎始米大朝廷能御掟人身能行比死牟後能魂能行方乎毛真具爾説明之教諭…諸人波外国乃異教爾惑布事无久清支明支大和心乃真心爾成幸邊給比弖…」とあって、人心の善導を祈願する内容となっている。また、「猿田彦神祭」は民間に普及していた庚申信仰に関しても、猿田彦神の事蹟を回顧して、これを祭っている。その願意には、「諸々乃神事乎祓比給比氐惟神直伎正志伎大道爾誘比導伎坐氐太伎雄々支伎功乎、立志女給閉止…という祈願がなされている。

吉胤がこうした人心を善導する祭祀を設定していることについては、例祭祝詞に、

…皇美麻命乃大御代波茂御代乃手長乃御代乃堅石爾常石爾斎奉利仕奉留百官人波忠誠爾伊蘇志久勤結利四方乃国能蒼生等波安久穏爾敷坐留氏子産子乃男女波各加乖々令有不賜外国乃異教爾惑事无久清岐明岐大和心乃真心爾成幸邊給比天取作良牟奥津御年乎悪風荒水尓令相不給地震乃災无久香具土乃難无久子孫乃八十連続爾立栄仕奉志女給比天病志岐事无久煩志岐事无久守恵幸邊給邊乃畏美畏美毛白須

とある。一方「神社祭式」官幣社の例祭祝詞には、「天皇乃大御代乎足御代乃茂御代爾幸倍給比仕奉留百官人等四方国乃公民爾至留麻弖伊賀志夜具波衣乃如立栄志米給倍止白須事乎聞食世止恐美恐美母白須」とあるのにとどまる。それに対して吉胤の祝詞には、守護される国民像が示されており、このことが吉胤の祈祷祭祀の内容に関わっているものと思われる。例祭は神社の祭神に対して行われる年ごとの祭祀であり、その祝詞はすなわち地域の氏神・産土神が氏子をどのような

ものとして守護するのか、ということを示すものである。吉胤もまた是香同様、倫理的な人間像を公的祭祀である「例祭」に示したうえで、祈祷祭祀を設定したものといえる。

近代の国学者の祭式・祝詞に関する著作を概観すると、是香と比べて個人祈祷に関するものが多く確認できる。それらのなかには、公的な記録にかかるものであれば、中世に成立する文献でも典拠とし、これを産土社で行う祭祀として位置づけていることが窺える。特に誕生・成長に関わる祈願は、氏神・産土神の働きを仰ぐこととしていたことも確認できた。これらの点は是香の祭祀観が近代のそれと共通する部分として指摘できよう。また、是香には朝廷に奉仕するという使命・目的のもとに、庶民が家業に尽くす為の祈願が設定されており、「大祓」も恒例にも臨時にも祈願祭祀として行うものとしている。しかし、明治維新以降の国学者にとって、大祓は恒例のものとして理解され、是香のように身体・精神の回復を企図して行なう祭祀にはなりえなかった。それは「神社祭式」による公的性格付けがなされた為と思われるが、私祈祷に際して特別に祓を行うことは是香を含め近世的な祈願の方法であったと言えよう。ただし、一方では、吉胤が理想的な国民となることを前提として例祭や私祭を設定し、これを産土神の祭祀に求めたところに、是香の祭祀観における近代以降の展開があったものと思われる。しかしながら、近代の平田派に繋がる者をはじめ、祈願祭祀を奨励した当時の国学者や神道家達の理想的な国民像や祭神観については今回十分に触れることができなかった。今後の課題としたい。

註

（1）国学者と建築儀礼の関わりについては、本澤雅史「鹿持雅澄の建築儀礼研究」〈『祝詞の研究』（弘文堂、平成十八年）所収〉、祭式作法については中澤伸弘「資料翻刻　山田有年閲　徳岡久遠著『祭式所作詳解』及解説」（『國學院大學日本文化研究所紀要』九三号）を参照。

（2）拙稿「六人部是香と神事について」（『神道宗教』第一九二号、平成十八年）、「幕末期における大祓と国学者―六人部是香を中心に―」（『明治聖徳記念学会紀要』復刊第四十号、平成十六年）を参照。

（3）六人部家の学問と略歴、系図については森繁夫編『名家伝記資料集成　四』（思文閣出版、昭和五十九年）、向日市史編さん委員会編『向日市史　下巻』（京都府向日市、昭和六三年）を参照。

（4）向日市史編さん委員会編『向日市史 下巻』（京都府向日市、昭和六三年）二二五頁。

（5）向日市史編さん委員会編『向日市史 史料編』（京都府向日市、昭和六三年）六〇一頁参照。

（6）同右、六〇六頁。

（7）同右、五七四頁。

（8）向日市文化資料館所蔵「向日神社文書」。以下、断わりのない限り、引用は同文書の資料に拠る。

（9）『神祭式 全』凡例。同史料は自家蔵版のものを参照し、『私祭要集』については、国会図書館所蔵のものを参照した。

（10）國學院大學図書館所蔵『順考神事伝 四』「神職名義事」一四丁裏。

（11）同右『順考神事伝 二』「諸祭典来由事」一丁表・裏。

（12）『順考神事伝 四』十二丁裏

（13）同右、一一丁表。

（14）同右、『順考神事伝 三』「神職職掌事」六丁裏。

（15）無窮会神習文庫所蔵『神祭詞記』に拠る。

（16）大和文華館所蔵のものに拠る。

（17）ちなみに『神祭式徴証』の「引書目録」にしたがって、出典となる文献を示すと以下の通りである。

日本書記・続日本紀・文徳天皇実録・三代実録・古事記・先代旧事本紀・日本紀略・大同本紀・大八州記・倭姫命

世記・古語拾遺・太神宮儀式帳・太神宮年中行事・中臣寿詞・長暦官符・西宮記・小右記・令義解・類聚三代格・延喜式・儀式・内裏式・北山抄・江家次第・禁秘御抄・公事根源・本朝月令・年中行事秘抄・本朝事始・古老口実伝・上代本紀・祇園執行日記・神遺方・霊異記・東鑑・出雲国風土記・肥前国風土記・常陸国風土記・和名類聚抄・新撰字鏡・群書類聚・栄花物語・今昔物語・北条九代記・万葉集・神楽歌・古今集・拾遺集・後拾遺集・金葉集・千載集・続拾遺集・風雅集・亀山殿七百首・年中行事歌合・法性寺殿歌合・延分御百首・堀川院御百首・弁内侍歌・通茂卿歌・奥儀抄・和訓栞　以上五十四部

(18)　このことについて、是香は『神祭式』とは別に「攘疫大祓祭典式」（國學院大學図書館河野文庫所蔵『祭典式』（一冊）を参照。）を著している。式では、大祓詞の前に、「除疫ノ祝詞」が奏上される。

(19)　『顕幽順考論』巻二（佐伯有義編『佐伯有義編『神道叢書』第三巻（思文閣、昭和四十六年）二一〇～二一三頁）参照。

(20)　国立国会図書館所蔵に拠る。尚、以下に掲げる『神事略』、『神祭詞記』、『諸祭祝詞文例』、『祝詞手引草』、『年中祭典演義』も同館所蔵の資料に拠った。

(21)　國學院大學図書館河野文庫所蔵のものに拠る。

本論文の執筆に際し、貴重書の閲覧には向日神社宮司六人部是継氏の格別な御配慮を頂いた。茲に記して感謝の意を申し上げる。